多久市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市規則第２７号

多久市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理規則

（目的）

第１条　この規則は、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２６０条の２第１項の規定に基づく市長の認可を受けたもの（以下「認可地縁団体」という。）の代表者等に係る印鑑（以下「認可地縁団体印鑑」という。）の登録及び証明に関する事務について必要な事項を定め、もって認可地縁団体の利便を図り、取引の安全に資することを目的とする。

（登録資格）

第２条　認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者及び次に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。

（１）　職務代行者（裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者をいう。）

（２）　法第２６０条の９に規定する仮代表者

（３）　法第２６０条の１０に規定する特別代理人

（４）　法第２６０条の２４又は第２６０条の２５に規定する清算人

（登録印鑑）

第３条　認可地縁団体印鑑の登録数は、１団体１個に限るものとする。

（登録印鑑の制限）

第４条　市長は、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑が次の各号のいずれ

かに該当する場合は、当該認可地縁団体印鑑の登録を行わないものとする。

（１）　ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

（２）　印影の大きさが一辺の長さ８ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ３０ミリメートルの正方形に収まらないもの

（３）　印影を鮮明に表しにくいもの

（４）　前３号に掲げるもののほか、登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないと市長が認めたもの

（登録の申請）

第５条　認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録申請書（様式第１号。以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を添えて市長に申請しなければならない。

（登録の申請の確認）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該登録申請者が代表者等本人であることを確認しなければならない。

２　前項の確認は、代表者等に官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書等であって、本人の写真を貼付したものを提示させて行うものとする。

３　市長は、第２条各号に掲げる者については、その資格を証する書類の提示を求めることができる。

（登録）

第７条　市長は、前条の規定による確認をしたときは、当該認可地縁団体について、地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項の規定により作成された台帳（以下「認可地縁団体台帳」という。）の記載事項と照合するほか、登録申請書に記載されている事項等について審査した上、登録するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録原票）

第８条　市長は、認可地縁団体印鑑登録原票（様式第２号。以下「登録原票」という。）を備え、印影のほか、次に掲げる事項を登録するものとする。

（１）　登録番号

（２）　登録年月日

（３）　認可地縁団体の名称

（４）　認可地縁団体の事務所の所在地

（５）　認可地縁団体の認可年月日

（６）　第２条に規定する登録資格

（７）　代表者等の氏名

（８）　代表者等の生年月日

（９）　代表者等の住所

２　市長は、前項に掲げるもののほか、認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関して必要と認める事項を登録原票に登録することができる。

（登録事項の職権修正）

第９条　市長は、法第２６０条の２第１１項の規定に基づく届出により登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じたときは、職権によりこれを修正するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書の交付）

第１０条　認可地縁団体印鑑の登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）は、その認可地縁団体印鑑登録の証明を受けようとするときは、登録している認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（様式第３号）により市長に申請しなければならない。

２　第６条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第１項中「当該登録申請者」とあるのは、「当該印鑑登録者」と読み替えるものとする。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、登録原票の登録事項及び認可地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑の印影と登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上、当該申請をした者に認可地縁団体印鑑登録証明書（様式第４号。以下「登録証明書」という。）を交付するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録証明書の記載事項等）

第１１条　登録証明書は、印鑑登録者に係る登録原票に登録されている印影の

写しについて市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。

（１）　認可地縁団体の名称

（２）　認可地縁団体の事務所の所在地

（３）　第２条に規定する登録資格

（４）　代表者等の氏名

（５）　代表者等の生年月日

２　市長は、登録証明書を作成するに当たっては、特に印影の写しが鮮明になるような方法により複写するものとする。

３　市長は、登録証明書を交付する場合には、その末尾に登録原票に登録されている印影の写しであることに相違ない旨を記載するものとする。

（認可地縁団体印鑑登録の廃止の申請）

第１２条　印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書（様式第５号。以下「廃止申請書」という。）に登録している認可地縁団体印鑑を押印し、市長に申請しなければならない。

２　印鑑登録者は、当該登録された認可地縁団体印鑑を亡失した場合は、直ちに、廃止申請書により、市長に申請しなければならない。

３　第６条の規定は、前２項の場合に準用する。この場合において、同条第１項中「当該登録申請者」とあるのは、「当該印鑑登録者」と読み替えるものとする。

（認可地縁団体印鑑登録の抹消）

第１３条　市長は、前条の規定による申請があったときは、審査した上、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。

２　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、第３号又は第４号の事由による登録の抹消については、当該印鑑登録者にその旨を通知するものとする。

（１）　印鑑登録者の登録資格に変更が生じたとき。

（２）　法第２６０条の２０の規定に基づき認可地縁団体が解散したとき。

（３）　認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により、市長が認可地縁団体印鑑として適当でないと認めたとき。

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が認可地縁団体印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたと認めたとき。

（代理人による申請）

第１４条　地方自治法施行規則第１８条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあっては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができる。この場合において、第５条中「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」とあるのは、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」と、第６条第１項及び第２項中「代表者等」とあるのは、「代理人」と、第１０条第１項中「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」とあるのは、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」と、第１２条第１項及び第２項中「印鑑登録者」とあるのは、「印鑑登録者の代理人」と読み替えるものとする。

（閲覧の禁止）

第１５条　市長は、登録原票その他認可地縁団体印鑑の登録又は証明に関する書類を閲覧に供しないものとする。

（関係人に対する質問調査）

第１６条　市長は、認可地縁団体印鑑の登録又は証明の事務に関し、関係者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。

（手数料）

第１７条　登録証明書の交付に関する手数料は、多久市手数料徴収条例（平成１２年多久市条例第１０号）の定めるところによる。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領（平成５年多久市要領第１号）の規定によりなされた認可地縁団体印鑑の登録、登録証明書の交付その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号（第５条関係）

認可地縁団体印鑑登録申請書

年　　月　　日

多久市長　様

登録しようとする認可地縁団体印鑑				
	認可地縁団体の名　　称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	（登録資格） 氏　名	（　　）	生年月日	年　　月　　日
	住　所			

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとされている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。

３　登録資格（　　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第２号（第８条関係）

認可地縁団体印鑑登録原票

印　　影

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の事務所の所在地	
代表者等の登録資格	
代表者等の氏名	
代表者等の生年月日	
代表者等の住所	
認可地縁団体の認可年月日	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
廃止年月日	年　月　日
廃止理由	

様式第３号（第１０条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年　　月　　日

多久市長　様

登録されている 認可地縁団体印鑑 （　　）	認可地縁団体の 名　　称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	（登録資格） 氏　名	（　　）	生年月日	年　　月　　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書　　枚の交付を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録資格（　　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第４号（第１０条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書

印　　影	認可地縁団体の名　　称			
	認可地縁団体の事務所の所在地			
	(登録資格) 氏　名	(　　)	生年月日	年　　月　　日

この写しは、登録された印影に相違ないことを証明します。

年　　月　　日

多久市長　　印

様式第５号（第１２条関係）

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年　　月　　日

多久市長　様

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 （　　）	認可地縁団体の 名　　称			
	認可地縁団体の 事務所の所在地			
	（登録資格） 氏　名	（　　）	生年月日	年　　月　　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者　□　本　人　　住　所

□　代理人　　氏　名

（注意事項）

１　この申請は、本人が自ら手続をしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録資格（　　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。